

## ウィルコム沖縄通信サービスご契約のお客様へ

機種変更等お申込みおよび個品割賦購入あっせんお申込みにあたってのご注意・約款等は、別段の記載がある場合を除き、「ウィルコム」を「ウィルコム沖縄」と読み替えた上で、お客様に適用されることになります。  
 個品割賦購入あっせんによる立替払契約は、ウィルコム沖縄との契約となります。  
 毎月のご利用料金などは、株式会社ウィルコムに債権譲渡を行います。

## ダブルバリューセレクトについて

(ダブルバリューセレクト提供条件規約については、ウィルコムホームページにてご確認ください)

ウィルコムの電話機を「ダブルバリューセレクト」お申込みとともにご購入いただいた場合、料金コース等に応じた割引(W-VALUE割引)や電話機の故障・紛失等のサポート(W-VALUEサポート)を最長24ヶ月間にわたり提供するサービスです。

お申込条件:お申込み時にウィルコムが指定する電話機を本サービスお申込とともにご購入された場合。

ウィルコム通信サービスの解約もしくは機種変更をされた場合、本サービスの適用は終了いたします。

本サービスご利用における分割払いの残債がある場合に機種変更され、電話機代金分割払いによる本サービスお申込みの際には所定の審査がございます。

ご利用料金の請求書がウィルコム以外から発行されるお客様につきましては、本サービスが適用されない場合がございます。

### W-VALUE割引について

割引額は、本サービスのお申込日やご購入の機種および料金コースにより異なり、料金コースに応じた月額料金・ご利用いただいた通話料・付加機能使用料・事務手数料の合計額が上限となります。

\* 分割でお支払いの電話機代金は、割引対象外です。

### 電話機代金のお支払いについて

販売店店頭での一括払いもしくは個品割賦購入あっせんによる分割払いがお選びいただけます。分割払いの場合は、ご利用料金と合算してご請求いたしますので、合わせてお支払いください。

分割払いのお支払日(お支払期日): 今回新たに支払方法を指定された場合は、毎月12日もしくは27日(金融機関が休業の場合は翌営業日)となりますので、確定後郵送にて通知いたします。

請求統合でお申込の場合は、現在のご利用料金お支払日となります。

分割払いをお選びになるにあたり、お申込者をご請求先でない場合は、あらかじめご請求先の了承をお取り下さい。

機種変更もしくはウィルコム通信サービスを解約された場合でも、残債はお支払いいただきます。

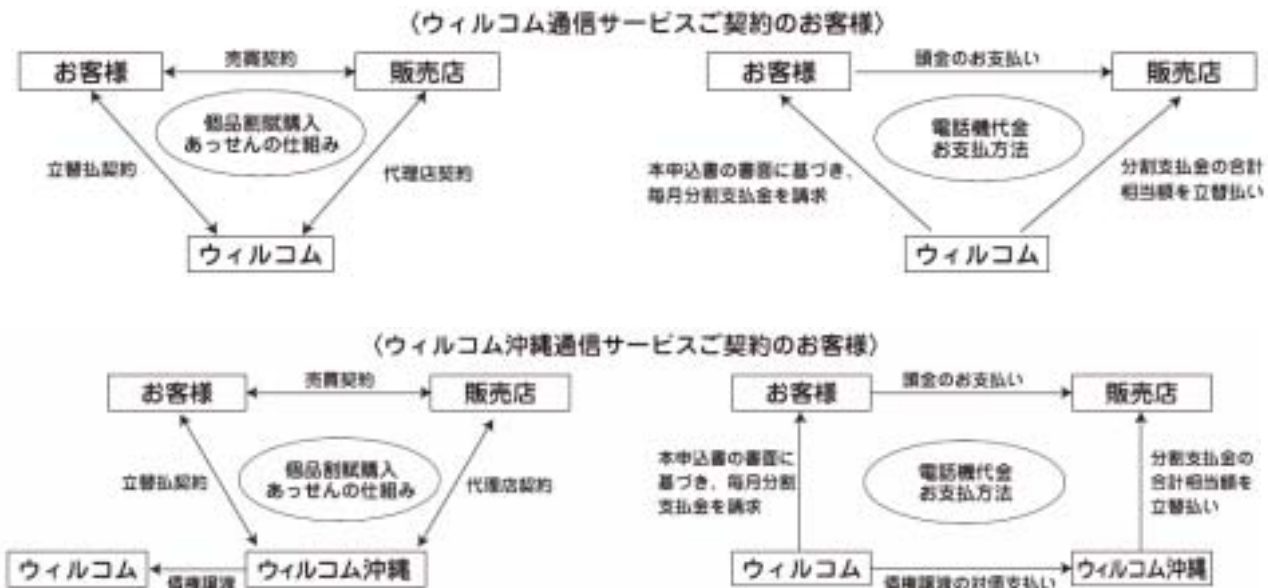
## 個品割賦購入あっせん時の立替払契約について

### 個品割賦購入あっせんについて

個品割賦購入あっせんとは、お客様が販売店よりウィルコムの電話機をご購入する際に、売買契約の代金決済手段として、現金支払いに代わってウィルコムが提供する立替払制度を利用する場合のものです。

お客様がこの仕組みを利用してウィルコムの電話機をご購入されるときは、まずお客様からのお申込みを受けた販売店がウィルコムに連絡を取り、続いてウィルコムがお客様の審査をさせていただきます。ウィルコムがお客様のお申込みを承諾し、立替払契約が成立した場合は、お客様のお買い上げの代金のうち頭金を除いた金額をウィルコムがお客様の委託により販売店に立替払します。

お客様はウィルコムが販売店に立替払を行った金額を、分割払いで下図の方法(ご利用料金がウィルコム以外から請求となる場合を除く。)にてお支払いいただくことになります。



ご購入されたウィルコムの電話機を販売店に返品する場合や売買契約を解除したり取消しするときは、ウィルコムにもご連絡下さい。

お客様が事業のためまたは事業者としてウィルコムの電話機をご購入される場合は、消費者契約法の適用はありません。

またこの場合、原則として割賦販売法の支払停止の抗弁権もありません(業務提供誘引販売個人契約は除く)。

\*ウィルコム以外からご利用料金がご請求となるお客様との間で立替払契約が成立した場合、電話機代金のご請求はご利用料金請求元からとなります。

\*個人名義のご契約で立替払制度ご利用いただけるのは、毎月のご利用料金を口座振替もしくはクレジットカードでお支払いいただく方となります。

## 個品割賦購入あっせんお申込みのご注意

お申込みの際は、本申込書および本申込書記載の個品割賦購入あっせん約款をご確認下さい。

本申込書の内容および本申込書記載の個品割賦購入あっせん約款は、立替払契約成立後、割賦販売法第30条の2第5項の規定に基づく書面となります。

個品割賦購入あっせんによる立替払契約は、当社がお客様のお申込み内容を審査して承諾し、販売店にこれを通知した時点で成立します。

## 個品割賦購入あっせん約款

購入者は、株式会社ウィルコム(以下「ウィルコム」といいます。)に対し、購入者が個品割賦購入あっせん申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店から購入した本申込書記載のウィルコム通信サービス向け通信端末およびその付属品(以下「本商品」といいます。)に係る本申込書記載の分割支払金(以下「分割支払金」といいます。)の合計相当額を、本申込書により、ウィルコムが購入者に代わって販売店に立替払いすることを委託し、ウィルコムは、これを受託します。

### 第1条 (立替払契約・売買契約の成立時点)

- 立替払契約(以下「本契約」といいます。)は、購入者からの申込みについてウィルコムが所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。なお、申込時に購入者から販売店に支払われた申込金(以下「申込金」といいます。)は、本契約成立時に本申込書記載の頭金に充当されます。
- 購入者と販売店との本商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)はその申込みがあった後、販売店が購入者に代わってウィルコムに本契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。また、本契約が不成立となった場合には売買契約も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。
- 本契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から購入者に速やかに返還されるものとします。

### 第2条 (本商品の引渡し)

本商品は 本契約成立後遅滞なく、販売店から購入者に引渡されるものとし、本商品の現実の引渡しが完了した時に本商品の所有権が購入者に移転するものとします。

### 第3条 (分割支払金の支払期日・支払方法)

購入者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)に、本申込書記載の支払方法により、ウィルコムに支払うものとします。

### 第4条 (債務の履行の継続)

- 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに本商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、遅滞なくウィルコムに通知するとともに、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。
- 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、本商品にかかるウィルコム通信サービスが終了した場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

### 第5条 (住所の変更)

- 購入者は 住所を変更した場合は、遅滞なくウィルコムに通知するものとします。
- 購入者は、前項の通知を怠った場合、ウィルコムからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、ウィルコムがこれらが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、購入者が前項の通知を行わなかったことについてやむをえない事情があるときは この限りではないものとします。

### 第6条 (期限の利益喪失)

- 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、購入者は当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務の全額を履行するものとします。
  - 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、ウィルコムから20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
  - 差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
  - 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の適用ある裁判上の倒産処理手続開始の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
  - 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で 購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、購入者はウィルコムの請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに同債務の全額を履行するものとします。
  - 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
  - 失踪し又は刑事上の訴追を受け、もしくは本契約以外のウィルコムとの契約に基づく債務について期限の利益を喪失するなど、購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

### 第7条 (遅延損害金)

- 購入者は、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割支払金に対し、商事法定利率(1年を365日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、未払いの分割支払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第8条 (費用等の負担)

- 購入者は、ウィルコムに対する分割支払金の支払いに要する費用を負担するものとします。
- ウィルコムは、ウィルコムが購入者に対して第6条第4項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用を別に購入者に請求できるものとします。
- 購入者がウィルコムに支払う費用について公租公課(消費税等を含みます。以下同じ。)が課せられる場合、又は、公租公課が増額される場合は、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額相当額を負担するものとします。

### 第9条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

購入者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された本商品が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に本商品の交換を申出るか又は売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は 購入者は速やかにウィルコムに対しその旨を通知するものとします。

### 第10条 (支払停止の抗弁)

1. 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する本商品について、ウィルコムに対する支払いを停止することができるものとします。
  - (1) 本商品の引渡しが行なわれないこと
  - (2) 本商品に原始的な破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること
  - (3) その他本商品の販売について、販売店に対して主張することができる事由があること
2. ウィルコムは、購入者が前項の支払停止を行う旨をウィルコムに申出たときは、直ちにウィルコム所定の手続きを取るものとします。
3. 購入者は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 購入者は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料をウィルコムに提出するよう努めるものとします。また、ウィルコムが第1項各号の事由について調査をするときは、購入者はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、購入者は支払いを停止することができないものとします。
  - (1) 売買契約が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約は除きます。)であるとき。
  - (2) 本申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき。
  - (3) 購入者による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - (4) 第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

### 第11条 (合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第12条 (割賦債権の譲渡)

ウィルコムは、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びにウィルコムがこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

### 第13条 (保証委託)

ウィルコムが購入者に対し保証が必要だと判断した場合は、購入者は株式会社アイエスアイ(以下「保証会社」といいます。)へ保証を委託するものとします。

### 第14条 (個人情報の第三者提供)

購入者は、保証委託にあたり、ウィルコムが保証会社に対し、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および申込日、分割支払金額、入金日、残高金額、本契約不履行にかかる情報、債権譲渡等の情報を、後記「アイエスアイ(保証会社)【個人情報の取扱について】」に規定する利用目的のために提供することに同意するものとします。

### 【販売店の名称および所在地】

### 【個品割賦購入あっせん業者の名称および所在地】

- |                        |             |                 |
|------------------------|-------------|-----------------|
| <ウィルコム通信サービスご契約のお客様>   | 株式会社ウィルコム   | 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号 |
| <ウィルコム沖縄通信サービスご契約のお客様> | 株式会社ウィルコム沖縄 | 沖縄県那覇市旭町114番地4  |

### 【問い合わせ・相談窓 等(ウィルコム・ウィルコム沖縄共通)】

1. 売買契約(本商品)についてのお問い合わせ、ご相談は、本申込書記載の販売店におたずねください。
2. 本契約(お支払)についてのお問い合わせ、ご相談は、ウィルコムの下記窓 におたずねください。
3. 支払停止の抗弁に関する書面(第10条第4項)についてはウィルコムの下記窓 におたずねください。

株式会社ウィルコム ウィルコムサービスセンター  
 所在地:東京都港区虎ノ門三丁目4番7号  
 電話番号:ウィルコムの電話から [局番なし]116

## コース番号表 下記をご参照の上、ご希望されるコース番号を申込書の所定欄にご記入下さい。

### 料金コース欄

28	ウィルコム定額プラン	年間契約申込必須*
33	ウィルコムビジネス定額トリプルプラン	
35	新つなぎ放題	
23	つなぎ放題	年間契約申込可
231	つなぎ放題 [4x]	
232	つなぎ放題 [PRO]	
22	ネット25	
222	ネット25 [PRO]	
26	パケコミネット	
262	パケコミネット [PRO]	年間契約申込必須*
19	データバック	
21	データバックmini	年間契約申込可
10	標準コース	
17	スーパーバックS	
18	スーパーバックL	
20	スーパーバックLL	
11	感得コース	年間契約申込不可
12	通話相手先限定	

\*年間契約割引の適用はございません。

### オプション他申込み欄

コース番号	定額プラン・トリプルプラン専用オプション
3	リアルインターネット
4	データ定額
5	通話パック
35	リアルインターネットフラッシュ+通話パック
45	データ定額+通話パック

### <ダブルバリューセレクト申込みコード>

#### 申し込み欄

01	申込み
----	-----

#### 電話機代金支払方法

20	店頭一括払い
21	請求統合し、既存のお支払方法で分割払い (個人名義の場合は口座振替・クレジット払いのみ)
22	今回ご指定のお支払方法で分割払い (口座振替・クレジット払いのみ)

### 個品割賦購入あっせん契約日について

個品割賦購入あっせん契約日については、お客様が販売店にFAX送信される日の日付をご記入ください。但しFAX送信が夕方以降になる場合など、販売店の手続きが翌日になると見込まれる場合については、翌日の日付をご記入ください。

# 保証委託約款

購入者は、購入者と株式会社ウィルコム(以下「ウィルコム」といいます。)との個品割賦購入約款に基づく売買契約(以下「分割払購入契約」といいます。)に際し、株式会社アイエスアイ(以下「保証会社」といいます。)が定める本約款及び後記「アイエスアイ(保証会社)【個人情報取扱いについて】」を承認のうえ、購入者がウィルコムに対して負担する債務についての保証委託契約(以下「本契約」といいます。)を保証会社に申込むものとします。

## 第1条(本契約の成立)

本契約は、購入者が行った本契約の申込を保証会社が審査のうえ承諾した後、購入者とウィルコムとの間で分割払購入契約が締結された時に成立するものとします。

## 第2条(保証委託の範囲)

1. 購入者が保証会社に委託し、保証会社が受託する保証の範囲は、購入者が分割払購入契約に基づいてウィルコムに対して負担する未払いの分割払金、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は分割払購入契約の期間と同一としますが、分割払購入契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

## 第3条(保証債務の履行)

1. 購入者が個品割賦購入約款に違反したため、保証会社がウィルコムから保証債務の履行を求められたときは、保証会社は、購入者に対して通知、催告なしに、被保証債務を弁済できるものとします。
2. 購入者は、保証会社が購入者に対する求償権を行使する場合には、本約款のほか、個品割賦購入約款の各条項が適用されることに異議を述べないものとします。

## 第4条(求償権)

1. 購入者は、保証会社の購入者に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払いのために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用(弁護士費用を含みます。)とします。
  2. 購入者は保証会社が代位弁済を実行した後、未払いの分割払金、遅延損害金、前第1項の費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、分割払金に対して年6.0%(年365日の日割り計算)の割合による損害金を支払うことに同意するものとします。
- なお、分割払金に対する遅延損害金、前第1項の費用を分割払金に加え損害金を計算することはいたしません。

## 第5条(事前求償)

購入者は、次のいずれかの事由に該当したときには、第3条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議を述べないものとします。

- (1) 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき
- (2) 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
- (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- (4) 支払いを停止したとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき
- (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- (7) その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

## 第6条(解除・終了)

1. ウィルコム、および保証会社との協議により、事前事後の通知なく本契約が解除されることがあっても、購入者は異議を述べないものとします。
2. 購入者とウィルコムとの間の分割払購入契約が終了した場合は、購入者と保証会社との間の本契約も当然に終了することとします。この場合、購入者は、保証会社が保証依頼書を購入者あてに返却しない取扱いをしたとしても異議を述べないものとします。

## 第7条(弁済の充当順位)

1. 購入者の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えないものとします。
2. 購入者が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他に債務を負担しているとき、購入者の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えないものとします。

## 第8条(通知義務・書類等の提出)

1. 購入者が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をするものとします。
2. 購入者は、ウィルコムに対する債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による購入者の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べないものとします。
3. 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

## 第9条(信用情報機関の登録)

購入者は、保証会社が本契約に関する購入者の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および申込日、分割払金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録することに同意するものとします。(注)詳しくは、後記「アイエスアイ(保証会社)【個人情報取扱いについて】」に記載しています。

## 第10条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、購入者の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取寄せることを承諾するものとします。

## 第11条(費用の負担)

保証会社が第3条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、購入者の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払うものとします。

## 第12条(契約の変更)

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を購入者に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、購入者が本約款に係わる取引をした場合、保証会社は、購入者がその変更内容を承認したものとみなします。

## 第13条(債権の譲渡)

購入者は、保証会社が購入者に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

## 第14条(管轄裁判所の合意)

購入者は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

# アイエスアイ(保証会社)【個人情報取扱いについて】

株式会社アイエスアイ(以下「保証会社」といいます。)は、お客さまの個人情報について、保証会社の個人情報保護方針(URL:<http://www.isijapan.co.jp/>)で公表しています。)に従い、次のとおり取扱います。

## 1. 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

### (1) 個人情報の利用

保証会社は、保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に関し、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に本契約の申込人(以下「申込人」といいます。)および本契約の契約者(以下「契約者」といいます。)の個人情報(破産手続開始決定等の公的記録情報、電話帳記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含みます。)が登録されている場合には、本契約申込(以下「本申込」といいます。)時および本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済能力の調査の目的に利用します。なお、それ以外の目的に利用しません。

### (2) 申込情報の加盟先機関への提供

保証会社は、申込人に係る本申込に基づく個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および申込日、申込商品種別等の情報(以下「申込情報」といいます。))を、加盟先機関に提供します。

### (3) 申込情報の登録と他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を申込日から3カ月を超えない期間登録し、加盟会員からの照会および提携先機関の会員からの照会に応じて提供します。提供を受けた会員は、当該申込情報を返済または支払能力の調査の目的に利用します。なお、それ以外の目的に利用しません。

### (4) 個人情報の加盟先機関への提供

保証会社は、契約者に係る本契約に基づく個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および申込日、分割払金額、入金日、残高金額、本契約不履行に係る情報、債権譲渡等の情報)を加盟先機関に提供します。

### (5) 個人情報の登録

加盟先機関は、当該個人情報を、本契約継続中および完済日から5年を超えない期間、債権譲渡の事実に係わる情報については譲渡日から1年を超えない期間、その他契約不履行に係わる情報については、当該事実の発生日から5年を超えない期間登録します。

### (6) 個人情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員からの照会および提携先機関の会員からの照会に応じて提供します。提供を受けた会員は、当該個人情報を返済または支払能力の調査の目的に利用します。なお、それ以外の目的に利用しません。

### (7) 開示等の手続き

申込人および契約者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

### (8) 加盟先機関および提携先機関

後記記載のとおりです。

## 2. 個人情報の利用目的について

保証会社は、個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

### (1) 保証会社の保証審査における与信判断のため

### (2) 保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

### (3) 保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため

### (4) 保証会社と申込人および契約者との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

### (5) 保証会社の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

「個人情報」には、申込人および契約者の属性情報としての配偶者およびご家族の情報を含みます。

## 3. 個人情報の第三者への提供について

(1) 保証会社は以下の範囲で申込人および契約者の個人情報を第三者に提供します。

・提供する第三者

株式会社ウィルコム

・提供される情報の内容

申込人および契約者に係る本申込および本契約に基づく個人情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等の本人識別情報、残高金額・入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報

・利用目的

・提供する第三者の与信判断のため

・提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

・提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため

・提供する第三者と申込人および契約者との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため

・提供する第三者の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため

(2) 保証会社は、申込人および契約者の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記(1)記載の申込人および契約者の個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

### < 個人情報の開示・訂正・削除等について >

1. 申込人および契約者は、保証会社所定の手続きにより、「個人情報の保護に関する法律」第2条第5項に基づく自己に関する保証会社の保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去および第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)を保証会社に求めることができます。

2. 申込人および契約者の個人情報開示等に関するお問い合わせ先

株式会社アイエスアイお客さま相談室

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-1 HAKUWAビル5F TEL03-5276-1449

### < 保証会社が加盟する個人信用情報機関 >

株式会社テラネット

主にクレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 03-3258-1025 <http://www.teranet-corp.co.jp>

### < 株式会社テラネットと提携する個人信用情報機関 >

全国信用情報センター連合会(全情連)加盟の個人信用情報機関

主に貸金業者を加盟会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0120-441-481 <http://www.fcbj.jp/>

株式会社ウィルコム行 / 株式会社アイエスアイ行

「ウィルコム通信サービス契約約款」および「個品割賦購入あっせん約款」「保証委託約款」「お申込みにあたっての注意」の内容を承諾し、下記の通り 申込みます。

登録方法

AIR発番

IRM処理

IRM登録番号

手入力

IRM新端末消去登録番号

ご記入日	平成	年	月	日					
フリガナ					社印	電話番号	代表	( )	-
貴社名						連絡先	( )	-	
所在地 変更 有・無			都道府県			区郡市			
ご担当者	部署名				ご氏名				

現在ご利用の端末についてご記入ください

ご購入される機種をご記入ください

変更前	メーカー / 機種(色)	/	( )	変更後	メーカー / 機種(色)	/	( )
	PS-ID				PS-ID		
	ウィルコム電話番号	070			ウィルコム電話番号	070	

機種変更

料金コースの変更	有	無
ダブルバリューセレクト申込み *前頁よりコードをご記入ください。		
申込み	電話機代金支払方法 *分割払い申込時は、右の個品割賦購入あっせん申込欄もご記入ください。	
料金コース変更申込み *左頁より料金コースの番号とコース名をご記入ください。		
変更後	コース名	
オプション他申込み *左頁よりオプション番号とオプション名をご記入もしくはお申込のオプションなどに をおつけください。		
トリプル	オプション名	
定額	ハートフルサポート / 医療福祉期間向け	
各コース	年間契約 / 年間契約割引	
	留守番電話サービス 暗証番号	
	ウィルコム位置検索サービス	
	ウィルコム無線LANオプション	
	パケットONLYサービス(データ端末向け)	

電話機代金分割払い(個品割賦購入あっせん)申込

個品割賦購入あっせん契約日		平成	年	月	日
*前ページの注意事項をご確認ください。					
お支払い内容 / PHS 契約商品 式(台)	現金販売価格(税込)	¥			
	支払い総額 実質年率0%	¥			
	頭金(税込)	¥			
	分割支払金(税込) / 月 ...[A]	¥			
	支払回数...[B] / 支払期間		回 /	ヵ月	
	分割支払金の合計(税込) ...[A x B]	¥			
	お支払日(お支払期日)	現在のご利用料金支払日			
	お支払方法	ご利用料金支払方法			
個品割賦あっせん約款同意 申込書ご署名					
申込みにあたり、注意事項を理解の上、約款に同意します。					
印					

変更後料金コースが「通話相手先限定」の場合のみ記入。

発信先電話番号			

会員名	フリガナ			
会社名		有効期限	月	200 年
番号		署名		
請求顧客番号				

<ウィルコム使用欄>				
------------	--	--	--	--

申込書No				
端末変更理由	買い替え			
コード				

10ヶ月経過	OK	NG	10ヶ月経過日	年	月	日
審査結果	OK	NG	<input type="checkbox"/> 契約内容不一致 <input type="checkbox"/> その他( )			
登録番号						